**○海上保安庁告示第百五十八号**

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年八月九日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

| | |
|---|---|
| 名称 | 田老港沖第一防波堤南灯台 |
| 位置 | |
| 所在地 | 岩手県宮古市（田老港沖第一防波堤南端） |
| 北緯 | 三九―四三―五一 |
| 東経 | 一四一―五八―四四 |
| 変更した事項 | |
| 名称 | 田老港沖第一防波堤南灯台 |
| 位置 | |
| 所在地 | 岩手県宮古市（陸中真崎灯台の南西方約二・八キロメートル） |
| 北緯 | 三九―四三―四八 |
| 東経 | 一四一―五八―四九 |
| 変更年月日 | 平成二十五年七月十七日 |
| 記事 | 一時変更中のところ名称等変更のうえ復旧 |
| 名称 | 金武中城港沖縄出光灯標 |
| 位置 | |
| 所在地 | 沖縄県金武中城港（平安座島西端の北北西方約一・〇キロメートル） |
| 北緯 | 二六―二一―四三 |
| 東経 | 一二七―五六―一五 |
| 変更した事項 | |
| 光度 | 実効光度八〇カンデラ |
| 光達距離 | 五・〇海里 |
| 高さ | 平均水面上から構造物の頂部まで七・七メートル　平均水面上から灯火まで七・六メートル |
| 変更年月日 | 平成二十五年七月十七日 |
| 名称 | 音部港仮設灯浮標 |
| 位置 | |
| 所在地 | 岩手県宮古市（閉伊埼灯台の南方約六・〇キロメートル） |
| 北緯 | 三九―三六―〇四 |
| 東経 | 一四二―〇一―五二 |
| 変更した事項 | |
| 名称 | 音部港東防波堤灯台 |
| 位置 | |
| 所在地 | 岩手県宮古市（音部港東防波堤外端） |
| 北緯 | 三九―三六―〇二 |
| 東経 | 一四二―〇一―五一 |
| 塗色及び構造 | 白色　塔形 |
| 光度 | 実効光度七八カンデラ |
| 光達距離 | 五・〇海里 |
| 弧 | 全度 |
| 明暗 | |
| 高さ | 地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル |
| 変更年月日 | 平成二十五年七月十八日 |
| 記事 | 一時変更中のところ名称等変更のうえ復旧 |
| 名称 | 小谷鳥港南防波堤灯台 |
| 位置 | |
| 所在地 | 岩手県下閉伊郡山田町（小谷鳥港南防波堤外端） |
| 北緯 | 三九―二五―三〇 |
| 東経 | 一四二―〇〇―四九 |
| 変更した事項 | |
| 光度 | 実効光度七八カンデラ |
| 光達距離 | 五・〇海里 |
| 高さ | 地上から構造物の頂部まで四・七メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル |
| 変更年月日 | 平成二十五年七月十八日 |
| 記事 | 一時撤去中のところ光度等変更のうえ復旧 |

**○海上保安庁告示第百五十九号**

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十五年八月九日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三三度一五分東経一三二度〇一分、北緯三三度一五分東経一三二度〇九分、北緯三三度一八分東経一三二度〇九分、北緯三三度一四分東経一三二度二八分、北緯三三度一四分東経一三二度二〇分、北緯三三度一三分東経一三二度一九分、北緯三三度一二分東経一三二度一九分、北緯三三度〇四分東経一三二度一九分、北緯三三度〇一分東経一三二度〇八分の各点で囲まれる海域

(ロ)　北緯三五度〇〇分東経一三九度四二分、北緯三五度〇〇分東経一三九度四二分、北緯三五度〇〇分東経一三九度四三分、北緯三四度五三分東経一三九度四八分、北緯三四度五三分東経一三九度五五分、北緯三四度五二分東経一三九度五五分、北緯三四度五二分東経一三九度四八分の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十五年八月二十七日から平成二十五年九月十八日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム測深機による地形調査

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第三一号（平成二十五年八月九日発行）

ハ　六管区水路通報第三〇号（平成二十五年八月九日発行）

ニ　七管区水路通報第三〇号（平成二十五年八月九日発行）

**○防衛省告示第百四十六号**

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年八月九日

防衛大臣　小野寺五典

| | |
|---|---|
| 期間 | 平成二十五年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。 |
| 区域 | 日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間 |
| (ア) | 北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒 |
| (イ) | 北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇分〇一秒 |
| (ウ) | 北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒 |
| (エ) | 北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒 |
| (オ) | 北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒 |
| (カ) | 北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒 |
| その他 | 一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。<br>二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。 |

**○防衛省告示第百四十七号**

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年八月九日

防衛大臣　小野寺五典

| | |
|---|---|
| 期間 | 平成二十五年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。 |
| 区域 | 三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間 |
| (ア) | 北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒 |
| (イ) | 北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒 |
| (ウ) | 北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒 |
| (エ) | 北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒 |
| (オ) | 北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒 |
| (カ) | 北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒 |
| その他 | 一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。<br>二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。 |